

## 第4回赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会

- 1 開催日時 令和5年11月24日(金)午後1時30分～午後3時00分
- 2 開催場所 赤穂市役所6階 大会議室
- 3 出席者
  - (1) 委員  
中村委員、浪花委員、渡邊委員、近平委員、穉本委員、中島委員、真殿委員、山下委員、福本委員、金尾委員、睦谷委員、勝原委員、室井委員
  - (2) 事務局  
健康福祉部：松下部長  
社会福祉部：高見課長、いきがい福祉総務係：和田係長  
地域包括支援センター：三上課長、有吉係長  
子育て支援課：前田課長  
医療介護課：岸本課長、中村係長、水野主査
  - (3) 支援事業者  
ジェイエムシー(株)
- 4 報告事項 (1) 第9期計画(素案)第3、4章について(資料1)
- 5 協議事項 (1) 第9期計画(素案)第5、6章について(資料1)  
(2) パブリックコメントの実施について(資料2)
- 5 議事録
  1. 開会  

事務局 失礼いたします。定刻となりましたので、ただ今から第4回赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定委員会を開催させていただきます。初めに、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

**【資料確認】**

事務局 それでは議事進行につきまして、委員長、よろしくお願いいたします。

## 2. 開会あいさつ

委員長 失礼いたします。お集まりいただきまして、ありがとうございます。これまでの会議で、赤穂市において高齢者福祉についてどのようなことを行うかということは大体決めることができます。本日の会議では、前回話し合われたことの中で、目標を初めとして、若干修正を行いたいと事務局が考えていることの報告を最初にしていただきます。続きまして、何の事業でもそうなのですが、することが決まってもそれを裏付ける財源、お金のことと、どのような体制で行うかという点が決まっていないと実際の事業を行うことはできませんので、本日、そのお金の面と推進体制について協議事項としたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

では、始めに委員の出席状況について、事務局から報告をお願いします。

事務局 現在の出席者数は、委員 16 名中 13 名に出席していただいております。

委員長 ただ今事務局報告のとおり、過半数以上の委員の出席をいただいておりますので、本会議が成立していることを宣言いたします。

それでは報告・審議事項に入ります。円滑な議事進行への協力をよろしくをお願いします。本委員会は、会議運営要領第4項のとおり、この策定委員会は公開することとしております。本日の傍聴者について事務局よりお願いします。

事務局 本日の会議の傍聴につきまして、3名の方からお申し出がございました。原則公開ということですので、この後入場していただきます。

### 【傍聴者入場】

委員長 それでは次第に従いまして、次第3、報告事項、第9期計画（素案）第3、4章について事務局の説明を求めます。よろしく願いいたします。

## 3. 報告事項

### (1) 第9期計画（素案）第3、4章について

#### 【事務局より資料説明】

委員長           はい、ありがとうございます。事務局からの説明は以上でよろしかったでしょうか。それでは、ただ今の説明についてのご質問、ご意見があれば、よろしく申し上げます。なお、質問の際は、該当のページ番号を示してください。

委員             65 ページの②市民後見人の養成のところの現状と課題ですが、現状はわかるんですが、課題というのがポイントがずれているのではないかと思います。市民後見活動への支援が課題ではなくて、市民後見人という制度そのものが理解されていないと思うんですね。全然周知されてなくて。まず、今までに多分5年ぐらい経過していると思いますが、養成講座とかで勉強された方は50人近くいると思うんです。登録されている人がたった9人ということで、それも活動されていないと思うんですね。ですから、いくら支援をしても、何を支援するのかということですよ。市民後見活動への支援の課題、その1つ前の資格制度そのものに問題があるのではないかと思います。登録しても実際に動けないというか、リスクが大き過ぎるんですね、一旦引き受けると。ですから、そういったことが本来の課題であって、支援への課題ではないと思います。いかがでしょうか。

事務局           委員がおっしゃいました市民後見人の支援とか、今後の活動の方向性といったものについては、市民の皆様への制度の周知、あるいは認識についての共有化ということが1つの課題でもありますし、また市民後見人になっていただいた方の活動支援といっても、具体的にどうしていくのか、そういったことが非常に大きな課題で、これは赤穂市の計画だけではなく、全国的に今議論が行われているところです。ここには計画上、スペース的にもあまり詳しく書けていませんが、そのあたりについては、赤穂市の場合は西播磨ということで3市3町で市民後見人の養成を行っております。その西播磨の協議会の中でも、これからの議論になっていくし、また協議会そのものが今後どういう形をとっていくのが一番いいのかという将来的な課題になってくるかと思います。また3市3町の課題になってきますと、赤穂市だけの計画ではなく、全ての3市3町の計画をそれに合わせていく必要が出てきますので、そこも書きづらいというところがございます。市民後見人の活動の負担軽減というのは、これから高齢化社会あるいは認知症の方が増えていく中において、どういった位置づけになってくるのか。専門家や親族が後見人になっていただくのが、もちろんベターではありますが、市民後

見人という形で、身寄りのない高齢者の方にあまり経済的な負担を強いらずにやっていっていただくという趣旨は、今後も赤穂市としては必要ではないか、あるいは生き続けていくのではないかと考えております。ただ、それを実際にどういうふうに市民後見人の活動の中で反映させていくのか、あるいは反映できるのか、そのあたりは課題と一言で言うてしまうと軽過ぎるのかもしれませんが、これからの検討にさせていただきますらと思っております。

委員長                    今の回答はいかがでしょうか。

委員                      納得はしてますけれど、全般的に気になっているところが、至るところで現状と課題という見出しがあるんですけど、課題がどこなのかというところが何か所かあって、この見出しと中身がマッチしてないところはかなりあるのではないかと思うんですが。ですから、この市民後見人の養成というところは非常に重要な問題ではあります、現状と課題、今後の方向性というのを分けて書いてもあまり説得力がないとか。そういうところが気になりました。

委員長                    今こちらの計画の策定という作業をこの会議で行っておりまして、具体的には事務局で内容・文章をまとめ、今、その修正箇所を報告いただいております。その記載の仕方に関しての疑問点を委員から提示いただいたのですが、事務局としては書ける部分と現時点では明記することが難しい部分とがあるということです。課題のほうは今ご指摘いただいたように、この市民後見人の認知度の低さ及びそれを引き受けたときの負担ということで、それに関しては、市としても課題として認識しているので、今回の計画書に関しては、この文言でお願いしたいということですが、それでよろしいでしょうか。

委員                      私がどうこう言う立場ではないと思うので、よろしくお願いします。

委員長                    ご指摘ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

委員                      83 ページの、前回言うべきだったかもしれませんが、生涯学習機能の推進ということで、その一番下、「時間的余裕のない高齢者や、運転免許証の自主返納により各公民館までの交通手段がない高齢者が増加し学生数の減少が顕著に表れてきています。」これは、平成元年 900 人ほどいたのが、今は 600 人ほどに減ってきているんですね。計画はま

だ増やすという形のものが出ていますが、プラス今後の方向性として、この交通手段がないという事実をどのように持っていくかということを考えて時、この仲間づくり、生きがいくりで助け合うということが交通手段の面にも何かフォローになるのかなと思いました。しかし、この辺が全然書かれていないので、今後の方向性で、何か具体的にというのは難しいですが、実際、学生数が大幅に減ってきているんですから、もう少し仲間づくり、生きがいくり、この程度で交通手段がない人が来れるのかどうか、何か一言、二言書いてほしいなと思います。

委員長           いかがでしょうか。

事務局           担当部署が今日出席していないのですが、前回の会議のときにも、公共交通の関係、議論が今されているというところを踏まえて、ということだったと思いますので、一旦、所管にも再度確認はしますが、学生数の増の記載と交通手段の確保というのは、一旦切り離れた形のほうがいいのかなと思います。

委員長           はい。いかがでしょうか。

委員           学生数が 900 人から 600 人へ減ってきているわけですね、大幅に。実際のところ、僕もいろいろ考えたりしていますが、現実問題、難しいんですね。この程度の言葉で、実際、もっともっとこのままでいくと減ってくるんですね。だから、学生数としては、ボランティア、レクリエーション、クラブ活動等もどんどん減ってきてまして、この前も大学祭をやったんですが、時間を短くしたこともあります、作品なんかもすごく減ってしまっています。ですから、増やしますって、やりますって言うけど、全く機能していない。現状の高齢者大学のやり方で行くと、僕はもっと減ってくると思う。当然老人会も一緒ですが。本当に、この生きがいくりは大事な事なんですね。顔を合わせて話をするということは大事な事だけでも、文章としては全く。また来年からはお願いすると、じゃあどうやってやるのか、どういうふうに具体化していくのかということ。でもこれでは何も考えられてないと思うので、その辺を担当の係のほうへ気合を入れてやってほしいということと、実際危機感があるので、減ってしまっている、その辺のところをお願いしたいと思います。有年地区なんかは上郡のほうへだいぶ流れているんですね、よその地区へ。今、赤穂地区は7つ、8つ分かれています、1つにしたほうがいいのかという考えをずっとこの前か

ら持っているんです。従来のやり方で行くと、あっという間に人が減ってしまうと思っていますので、よろしくお願いします。

事務局                    いただいたご意見を担当課へお伝えします。

委員長                    ありがとうございます。文章自体、内容自体はこの内容のままですが、今委員からご指摘いただいたことは、担当部署にお伝えいただいて、どうしてもこれは今後の方向性なので、あまり具体的に書くことは限界がありますので、しかし文章上だけでなく具体的な取組が大事なので、担当部署にお伝えいただくということでお願いします。ほかは、いかがでしょうか。

私から1点、50ページの基本目標1の修正点になります。下から4行目の真ん中ぐらいに、「認知症の人も含めたすべての人が人生の最期まで尊厳をもってその人の個性や能力が尊重される」という文言を入れさせていただいています。この後、計画にはこの表のようなものが追加されたり、文章全体に「福祉サービスを選ぶ」という観点がすごく出ています。サービスを選ぶことができるということは、昔と違って介護保険ならでのことで、いろんなサービスを選択して利用できるということが昔の措置制度が介護保険制度になった際の大きな変化の1つであります。それが自立支援ということにつながるんですが、介護保険法並びに社会福祉法において、最も根幹にある言葉に尊厳の保持ということがあります。これはどういうことかと言うと、社会福祉はいくらサービスを整えていてもそれを必要とする人が結びつかないとまず意味がない。結びついたとしても、その提供されるサービスは尊厳の保持ができていないか。尊厳とは人として大切にされるという意味です、人としての自尊心を持って生きる、人生の最期までというような意味で、尊厳の保持ということです。

承知のとおり、どの産業も人手が不足しているのが、介護の現場でも人手を確保するのは非常に大きな課題です。実は私、遠方に両親がいて、母親は点滴を刺すところも難しくなっている状態で、年内はとももたないと思うんです。介護の現場ではスタッフはとてもよくしてくれていますが、日々のケア、医療で手いっぱいです。ゆっくり声をかけてとか、人間らしくということ介護の現場だけに求めるのは、非常に難しい状態。これはもっと地域全体で支えないといけない課題で、大学にいる者として、例えば学生が特別養護老人ホームで暮らしているお年寄りと定期的に交流するみたいな形で、人生の最期まで、人とのあたたかなつながりがあって、その人生の最期を学生が見ることで学ばせ

てもら。そうすれば、人生の最期の場面でその方は、人間ということについて、若い学生に考える機会を提供する、そこに役割があるわけですね。そうすると、人としての尊厳ということにもつながると。それは大学は大学で考えるのですが、行政計画の中にもそういう、ただサービスが結びついたというだけでなく、結びついて人が亡くなる最期まで、社会福祉法がいうように尊厳の保持という観点がちゃんと行政計画の中にあれば、赤穂市の行政計画はこういう記載があるんだからということで、例えば大学で学部としてこういうことをやりましょうとか、あるいは授業で学生にこんなことが必要だと思うというようなことが、行政のほうでもしっかりとうたってくれている、では大学として何ができるということも展開することができます。なので、そういう文言を、そのような意味で尊厳の保持ということの大切さということをどこかに明記しておく必要があるということで、50 ページにこうやって加えさせていただきました。

では、事務局から補足説明をいただきましたが、ほかはよろしいでしょうか。

#### 委員

ユニバーサル社会づくりという項目のところなんですけれども、ページで言うと 61 ページです。ユニバーサル社会って何なんだろうという定義が、前回の 8 期の計画書にはあるんですが、それがぼっそり抜けてて、このユニバーサル社会づくりの前段というか、ユニバーサル社会とはということが抜けているんですね。これはもうユニバーサル社会というのが定着したから縮小されているのかと思ったら、そうではないので。これからますます後期高齢者が増えてくるわけですよ。そうすると、考え方として、ユニバーサルデザインに対応したものが至るところで必要になってくるのに、なぜこれが後退しているのかというのが理解できなくて、そもそもユニバーサルデザインを提唱されたロナルド・メイスという教授、亡くなっているんですが、「**design for everyone**」と言ってたんですね。ユニバーサルデザインがいつからそうなったのかわからないんですが、少なくとも 40 年くらい前にお目にかかったことがあります。当時はまだ無名で、みんなのデザインということで、人間が生まれてから亡くなるまでの生涯で必ずどこかに障がいを負うことになるという考え方をされた方です。今まさに後期高齢者がどんどん増えてくる、この時期になぜ視力が弱い人や耳が遠い人、車椅子の人、いろいろ障がいを持った人が増えてくる中で、なぜユニバーサルデザインの考え方が後退しているのか、読まないといけないという、そもそもがよくなくて、読まなくても見ればわかるという

のがロナルド・メイスさんが言われてたことだったんですが。だから前期の8期にはその説明があるんですが、定義そのものが抜けてて、ユニバーサル社会って言われて、果たしてこんなものですよという定義を説明できる人がどのくらいいるのか。先ほどSDGsのことも言われてましたが、かなり浸透しているようなことを言われたけど、SDGsってそんなに浸透してないんじゃないかと、私は思います。ただ、言葉としては聞いたことがあると言われても、具体的に何をやるのか、何項目があっただうなっているかを説明できる人はそんなにいないと思います。

ですから、新しい言葉とか、後期高齢者が増える中ではますますリテラシーの問題で、ますますわからないものが増えていく、不安になっていく要素ばかりなので、なるべくそういうところは説明してほしいです。文言の説明は最後にまとめてつけるということであればわかりませんが、少なくともそっちをいちいち見ないとわからないというのも面倒くさい。それも考え方によってはユニバーサルデザインの考え方ではない。だからなるべく簡単に、ぱっと見て年寄りでも理解できるような印刷物が欲しいと思います。今、いろんな書類を見ても文字が小さくて、とにかくお役所仕事で、今まではこうだったからといって踏襲するのではなくて、少しでもわかりやすくする配慮をしてほしいです。ですから、ここの説明が抜けているのはいかがなものでしょうか。なぜ後退したのかという疑問です。

事務局

まず、委員のおっしゃるとおりでして、最初にユニバーサルデザインという言葉が生まれたのだと思います。これをユニバーサル社会づくりというふうに名づけて浸透させようとしているのは兵庫県の施策で、もうかれこれ15年ぐらいになろうかと思っています。どこまでユニバーサル社会というフレーズが浸透しているのかというのは、15年やってきた成果がもしかしたら試されているのかもしれませんが、ユニバーサル社会あるいはSDGsもそうですが、ユニバーサル社会という言葉が61ページの現状と課題のところに指針というか、説明が3行ほど前の計画には入っていました。そこの記載がなくなっているのはむしろ後退しているというご指摘だと思います。ユニバーサル社会づくりというのはもちろん高齢者だけでなく、障がい者にも通じる、あるいはSDGsと共通するところとして、誰一人取り残さないという考え方がありますが、その3行については、委員ご指摘のところ、まだまだ浸透してない部分もあるのではないかとすることはごもっともだと思っておりますので、その3行はまた復活させて記載いたしたいと思



ます。

委員長 今のご指摘はおそらく2つの次元で、1つは61ページで今お答えいただいたような形で記載が必要なのではないかというご指摘。今、議論しているのはそこなので、その点をお答えいただきました。重ねて言うと、そうであるがゆえに今の委員のご発言が、これは冊子全体をというニュアンスですね。

委員 そこまでは言いません。説明が長い文章というのはやはり年をとると頭に入ってこなくて。ですから、ぱっと見て、こういうことなんだと、イラストなんかで説明されると非常に助かるということなんです。ですから、読むのが段々おっくうで、なるべく読まないといけない部分を減らせていただけたらということなんです。

委員長 なので、ご意見として、どこまでそれができるか。そしてこれはあくまでご意見ですので、言われた意見は、では全てそのとおりのかというのは議論が必要ではあると思うんですが、もう少し市民全体がアクセスできるような、例として、図であるとかを記載してはどうかというご意見をいただきましたが、それはどうされますか。具体的にどう修正するというのは、時期的に難しいところがあるので、問題提起ということで理解をするのでよろしいでしょうか。

事務局 もう一回おさらいになりますけれども、ユニバーサル社会づくりのところの文言については復活するような形で加えたいと思います。全体的な話ということでは、昨今、赤穂市の計画でもそうなんですが、概要版を予定しております。今回の介護保険事業計画についても、今皆さんで見ていただいている分とダイジェスト版にしたような概要版を用意しますので、その中で反映できるものについては反映していきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

委員長 よろしく願いします。では、ほかよろしいでしょうか。  
では、報告は以上とさせていただきます。  
続きまして、議題4、協議事項に移ります。(1)第9期計画素案の第5章と第6章について、事務局より説明を求めます。

#### 4. 協議事項

(1) 第9期計画(素案)第5、6章について

【事務局より資料説明】

委員長           ありがとうございます。保険料のこと、そしてどのような推進体制で行うかの説明をいただきました。ただ今の説明について、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

委員             100 ページの通所介護サービス C って3カ月間っておっしゃったのですが、これは年間で8人なんですか。

事務局           ひと月当たりです。

委員             ひと月当たりか。ひと月当たりで8人って。たしか2事業所でやっているんですよね。

事務局           すみません、現在はモデル事業になりますので、2事業所なんです。来年度からは2事業所には限らないと思っています。

委員             それで8人だと少ないのかなと思うんですけども。8人を目指しているということですか、赤穂市としては。

事務局           目標は月8人、年間100人ぐらいが利用されるという想定です。

委員             年間で。1回3カ月だから。わかりました。

委員長           通所型サービス C。ほかはいかがでしょうか。

委員             同じく100ページ、C型が月8人で、その2段上の通所介護相当サービスが100人ずつ減っているんですが、これはこれで正解なんですか。100人ずつ減らす目標ということで理解してよろしいでしょうか。

事務局           そうですね。出す目標ではないんですけど、通所 C やほかのインフォーマルなサービスとか、その相当サービスにご利用まで至らない方が増えると想定しておりますので、そこにいらっしゃる方をということが今思っていないくて、前段階で対応していきたいと考えています。

委員長           予防事業を利用する人が、別のいろいろな施策により。

事務局           そうです。今でしたら相当サービスしかなかったわけで、相当サービスを利用する方が多かったと思いますが、そこに至るまでに総合サービスのCやほかのサービス、もしくはほかの民間のものなどを利用することによって、その相当サービスを利用するに至らない方が増えるのではないかと想定しています。

委員長           ということですよね、この減るといのは。という想定に基づいて計算していくという説明です。説明としてはそうですね。

委員             ロジックモデルについて説明いただいたんですけども、中間アウトカムのところ、指標化されていますが、こういう視点で評価されていくんだと思いますが、具体的な割合や数値的なものはどこかに書かれているものなんですか。

事務局           中間アウトカムの指標については、ニーズ調査などで把握できる指標になっています。

委員             それを見て、達成できたか、できてないかということになっていくんですかね。

事務局           はい。

委員             わかりました。

委員長           推進体制のことで、推進体制を考えるとときに明確な指標を設定することなんですね。だから、一応評価できるという形で、中間アウトカムでも評価できるし、最終アウトカムでも主観的なということは、アンケートでその人がどう感じているかというところで、評価することができるので、そういう形での、その評価がいいかどうかはともかくとして、ちゃんと評価ができるシステムというか、推進体制という説明になるということですね。ありがとうございます。

委員             介護予防サービスの見込みと書いてあるんですけども、これは見込みなんですか、それとも計画なんですか。

事務局           先ほどの総合事業のところは、ある程度計画的なところもあります

が、基本的には見込みになります。ですので、これに対して介護報酬が最終的に定められれば、そこから先ほど説明したように、逆算して1人当たりいくらという形で出していきます。

委員           この見込みで行くと、難しいんですけども、介護保険料というのはどうなっていくんですか。僕らに必要なのは、まずは介護保険料がどうなるかということを知りたいんですけどね。この見込みで大体、現状とか、これは介護保険と言いながら、どんどん総量が増えるような保険体系になっているので、本当は保険というのは、まずある程度総量を決めてから自己負担というのが出てくるんでしょうけど。何か、この介護保険にしろ、医療保険にしろ、いくらでもどんどん膨らんでくると。ということは、止めるものがないというものの中で、新しいサービスはいろいろ出てくるんでしょうけども、見ていると。僕は大体見込みと言いながら、計画しておいて、大体このぐらいになるのではないかと思ってしまうんですが、どうですか。そんなに介護保険料は増えないんですか。

事務局           まだ算定中ですので、算定途中という段階ですけれども、現在の物価状況を我々としては非常に追いかけているところです。人件費、それ以外にも物価水準が大体 3.6%から 5%程度ということになっていますので、そのあたりを見るとやはり現状維持は難しいかなと。こんなことはあり得ないんですが、利用人数が下がればある程度抑制はされるんですが。

委員           2040年まではどんどん増えてくるわけですから、それまではある程度上がっていくわけですよ。減ることはなくて、増えていくわけよね。40年がピークで、そこから下がってくるという感じになるんでしょうね。

事務局           先ほどおっしゃったとおり、この 2040年というのは、団塊ジュニアが介護保険の対象者になる時ということで、ここまでについては、ご存知のように高齢者人口が増加するのはある程度推計として見えています。実際に、委員言われたように、そこから下がるのかと言われると、私を見ていただいたらわかるんですが、私が 65 になって、じゃあ介護保険を使い始める年になりますので、当然私たちが使ってお世話になりましたというところまで、何年かかるかわかりませんが、大体 10年、15年かかってくると思います。今大体 80 歳ぐらいで介護保険を使う方が多いので。そういうところで 15年ぐらいしてから下がる。下がる

と言うのが人口に見合った下がり方、人口に対して負担する率の mismatches が解消されるだろうということになるので、むしろ 2040 年からしばらくはかかると。マックスの部分がずっと高止まりすると。そこまでは上がるというのが全体的な予想ですので、我々のときも国の大きな予測に基づいて、推計していくということになります。

委員長                    ありがとうございます。

委員                      受給者負担という考えがあるんですけども、この保険料のバランスから見たら、65 歳以上の人と、基本的にはまだ制度を使わない 64 歳以下の人と大体同じような金額になるという形ですね。介護保険も人件費がどんどん上がってきますし、保険料が上がらないことは想定されないのですが、受益者負担でもう少し 65 歳以上の負担を増やしていく、そういうことも考えていかないと、僕は破綻してしまうと思います。介護保険そのものが。それはどうですか。

事務局                    101 ページをご覧いただきたいと思います。介護保険の負担については、公費が 50%、個人負担が 50%ということになっています。50%のうち、65 歳以上の方の負担というのが、今 23%で 40 歳から 64 歳が 27%ということで、現在のところ、23%という 65 歳以上の方の負担率は変更ない見込みです。国のほうについては、所得段階、23%の該当する方どの所得層の方に負担いただくかということのを次の 9 期計画で変えるようにということが全体的な動きになりますので、当然 65 歳以上でも一定の所得がある方については現行の負担よりも少し負担していただくという方向で、段階を増やす形でバランスをとっていくというのが国の方針ですので、赤穂市についても現在は 9 段階に分けていますが、国が定める 13 段階の区分で、具体的には 9 から 13 の区分が増えるということになります。

委員長                    ありがとうございます。ほかは、いかがでしょうか。

委員                      すみません、もう 1 点だけ。保険料を上げていくんですけども、上がらないとするならば、サービスを受ける我々年寄りの数を減らす。何か見込みを見ても数字的にあまり上がってこない。頑張るほうが手つかずになっていたら、どんどん受ける人が増えてくるのに、こんな見込みは甘いのではないかと思ったりもしますが。これはどうですか、ある程度、第 9 期だけでも実現可能な数字なんですか。

事務局 先ほど説明したように、介護サービスは平成 12 年、2000 年からスタートして、非常に数値化されているところがあります。現在の推計についても、国の統一したシステムで処理していますので、そのあたりについてはおおむね計画が見込みになるだろう、収まるだろうという形で推移できると思います。実際に現行の 8 期計画やそれまでの計画についても、大体計画値の 98%とか、99%という形で推移しているので、今回についても計画内での形で行けると、現在のところは予想しています。

委員長 ありがとうございます。ほかに、ご意見、ご質問はいかがでしょうか。それではないようですので、第 5 章、第 6 章については承認としてよろしいでしょうか。

【異議なし】

委員長 それでは、この第 5 章、第 6 章については、承認といたします。なお、今後第 3 章、第 4 章を含め、今日いただいた意見を検討し、素案を固めていきたいと思います。また、固める作業で必要な表現や軽微な修正が必要な場合、その確認や承認は委員長に一任させていただいてもよろしいでしょうか。

【異議なし】

委員長 ありがとうございます。  
続いて、協議事項の(2)パブリックコメントの実施について事務局の説明を求めます。

事務局 (2) パブリックコメントの実施について  
【事務局より資料説明】

委員長 説明ありがとうございます。ただ今の説明について、ご質問、ご意見等があればお願いします。  
それでは、このとおりパブリックコメントを実施するというので承認してよろしいでしょうか。

【異議なし】

委員長                   ありがとうございます。承認とさせていただきます。それでは、5. その他についてですが、事務局から何かあれば説明をお願いします。

事務局                   長時間にわたり、ご協議ありがとうございました。いただいたご意見等を踏まえて進めていきたいと思えます。今回お示しできていない第5章の給付費、事業量に見込み、保険料等につきましては、今後行われる介護報酬の改定によりまして算定することとしております。数値等の内容につきましては、パブリックコメント結果とともに、次回、第5回策定委員会でお示しする予定としております。

#### 5. その他

##### 【事務局より今後のスケジュール連絡】

委員長                   ありがとうございます。では皆さん長時間にわたり、ご審議ありがとうございます。これをもちまして、本日の会議を終わります。お疲れ様でした。

#### 6. 閉会